

認定こども園の認定にかかる独自基準について

1 苦情処理体制の整備

苦情処理体制については、すべての類型で必須とする。

(理由)社会福祉法第 65 条、児童福祉施設最低基準第 14 条の 3 (苦情への対応) により、児童福祉施設については、苦情処理対応が義務化されているため、必須事項とする。

社会福祉法第 65 条：

厚生労働大臣は・・・利用者からの苦情への対応その他の・・・最低の基準を定めなければならない。

児童福祉施設最低基準第 14 条の 3 (苦情への対応)：

児童福祉施設は、・・・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 認定にあたっての市町意見の聴取

認定(市町立以外)にあたっては、市町の意見を聴くこととする。

(理由)保育の実施については、市町の責任であり、認定こども園制度の推進にあたっては、市町との密接な連携が必要であるため。